

吉見町雨水流出抑制施設設置基準

この基準は、開発行為等を行うにあたり、開発区域やその周辺への雨水流出を抑制し、水害による被害などの軽減を図ることを目的として、雨水流出抑制施設の設置について、必要な事項を定めるものとする。

1. 基準の対象

1 h a 未満の開発行為等を行う場合の雨水の排水については、原則として敷地内処理とし、敷地面積の規模、予定される用途に応じて以下の基準に基づき、雨水排水抑制施設を設置するものとする。

ただし、1 h a 以上の開発行為等及び調整池が既に設置され、その集水区域に含まれる土地は除く。

敷地面積	適用
1 h a 未満	吉見町雨水流出抑制施設設置基準
1 h a 以上	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

2. 雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設とは、雨水を地中に浸透させる構造をもつ浸透施設とする。ただし、貯留施設及び貯留施設との併用もやむを得ないものとする。

3. 雨水排水抑制施設の計画について

雨水排水抑制施設は、以下の算出方法より、計画最大雨水量<設計浸透量となるよう計画する。

(1) 計画最大雨水量の算出

①開発行為等による排水計画

- ・排水計画については、周囲の地形及び現在の排水系統を十分調査すること。
- ・開発区域外からの雨水・湧水等の流入、開発行為等による集水区域の変更による流入等にも配慮すること。
- ・排水の勾配、断面を決定する根拠となる平均降雨強度(対策雨量強度)値は、以下の数値を採用する。

$$\text{平均降雨強度(対策雨量強度) } I = 5.7 \text{ mm/hr (5年確率)}$$

②計画最大雨水量の算出

$$Q = 1 / 1000 \times C \times I \times A$$

Q : 計画最大雨水量 (m³/hr)

C : 流出係数 (m³/hr)

I : 平均降雨強度(対策雨量強度)

A : 集水面積 (m²)

③総括流出係数の算出

- ・流出係数は、地形、地質、現況及び将来の土地利用状況を勘案し定めること。
- ・総括流出係数は工種別基礎流出係数標準値(表－1)を使用すること。
- ・自己居住用については、以下のとおり緩和することができる。

表－1 工種別基礎流出係数標準値 (○の項目のみ適用する)

工 種 別	流出係数	自己居住用	自己居住用以外
屋根	0.90	○	○
道路	0.85	○	○
その他の不透水面	0.80	○	○
透水性舗装	0.70	○	○
水面	1.00	×	○
間地(空地)	0.20	×	○
芝・樹木の多い公園	0.15	×	○
勾配のゆるい山地	0.30	×	○
勾配の急な山地	0.50	×	○

(2) 雨水流出抑制施設の処理量の算定

浸透施設は、施設の浸透量と貯留量から処理量を算定して設置することし、算定方法及び構造は、原則として「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の許可申請・届出手引きを準用して算定する。他の方法による場合は、計算根拠を添付すること。

<飽和透水係数>

飽和透水係数については、下記のとおりとする。

ア 次のいずれかにより求めた値とする。

- ・開発区域内での現地浸透試験結果
- ・開発区域内のボーリングデータから求める室内土質試験結果

イ アによらない場合は、0.1m/hrとすることができる。

<雨水流出抑制施設の貯留量>

雨水貯留量 = 透水管やます本体の体積 + 充填材の体積 × 空隙率

※空隙率については、表－2の数値を用いること。

表－2 材料に伴う空隙率

材料	空隙率
単粒度碎石(3号・4号)	40%
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値

4. 敷地面積500㎡未満における雨水流出抑制について

- ・雨樋設置箇所ごとに内径300mm以上の浸透枡を設置すること。(構造図例参照)

5. その他の留意点

- ・隣地へ雨水が流出する恐れがある場合には、土留め等の流出防止対策を行うこと。
- ・敷地内の雨水流出抑制施設の完成後は、その機能を維持するため、定期的に清掃を実施すること。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、既に申請済みや協議済みのものについては、適用しない。

◎ 雨水浸透施設構造図例(敷地面積500m²未満の場合)

